

クラブ安心サポート365 利用規約

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン(以下「当社」といいます。)は、お客様(第1条に定義します。)に、本利用規約に基づき「クラブ安心サポート365」サービスを提供します。

第1条(定義)

- 本サービスにかかる用語の定義は以下のとおりとします。
- 1.本サービス:本サービスとは、当社が提供するゴルフクラブの破損等の際に一定金額までの修理・サポートを行うサービス「クラブ安心サポート365」をいいます。
 - 2.本サービス契約:本サービスの利用に関する契約をいいます。
 - 3.お客様:当社と本サービス契約を締結された方をいいます。
(当社ゴルフガレージポイント会員に限ります。)
 - 4.対象製品:当社が販売した製品のうち、本サービスの対象として当社が指定した製品をいいます。
 - 5.加入月:本サービス契約の成立日が属する月をいいます。

第2条(本サービス契約の申込み、契約の成立)

- 1.本サービス契約は、お客様が、当社が管理・運営するWEBサイトもしくは中古ゴルフショップにて、当社が指定する方法(利用申込書による申し込み等)に従い、本サービスの申込みを行うものとします。また、本サービスの効力は、本サービス利用にかかる代金のご入金時点より生じるものとします。
- 2.以下に定める事由に該当する場合は、本サービスの申込があった場合でも当社はその申込を拒否し、本サービス契約の締結をしないことができるものとします。
 - (1) お客様情報と申込書等に記載の情報が一致しない場合
 - (2) 法人名・団体名など、個人以外での登録の場合
 - (3) お客様が後見開始または保佐開始の審判を受けており、利用申し込みの際に法定代理人、成年後見人、または保佐人の同意などを得ていない場合
 - (4) お客様が過去に本利用規約、当社が提供するその他のサービスの利用規約などの違反により、当該サービスにおいて会員資格や利用資格を停止または抹消されている場合
 - (5) 利用申込みの際に当社に届け出た事項に虚偽、誤記または記入もれがあった場合
 - (6) 「暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律」に定める各種暴力団組織に関与しているとき、またはそのおそれがあるとき
 - (7) 前項に類する方、また前項に類する反社会的団体や組織に関与していると当社が判断したとき
 - (8) 刑事事犯の前科前歴があり、本サービスの利用者として相応しくないと認められたとき
 - (9) 暴行、傷害、強要、脅迫、恐喝、詐欺およびこれに類する行為のあるとき
 - (10) その他、お客様を本サービス利用者とすることを不適切と当社が独自の裁量に基づき判断した場合

第3条(対象製品)

本サービスを受けられる対象製品は、当社が販売する以下の製品に限られるものとします。なお、金額はいずれも税込みとします。

[中古ゴルフクラブ・シャフト]

中古ゴルフクラブ・シャフトのうち、当社での購入時価格が5,000円(税込)を超えるもの。

第4条(本サービスの内容)

- 1.本サービスの内容は、対象製品の修理又は交換とし、修理又は交換の

いずれを選択するかは、本サービスの利用依頼に係る対象製品の状態、同製品のメーカー在庫有無、同等製品の調達可否等に応じて、当社が独自に判断することができるものとします。

2.本サービスの具体的な内容は、次の各号のとおりです。

(1) 対象となる製品

前条に定める本サービス契約の対象製品とします。ただし、本サービスの利用により修理された対象製品、交換された場合の交換品は含まれないものとします。

(2) サービスの適用

本サービスの適用事由は、以下に定めるとおりとし、適用事由に該当するか否かは当社が独自に判断できるものとします。

①いわゆる自然故障と呼ばれる正常な使用状態(本来の製品の用途に沿って一般的に想定される様で使用した状態をいい、製品にかかる取扱説明書等に記載された注意書等がある場合はそれに従っている状態)において、対象製品に生じた部分損又は全損であること。

②お客様の責に帰さない事由による、対象製品のヘッド抜け、シャフト折れ、フェース割れ、ヘッド亀裂等の部分損及び全損であること。

③対象製品の部分損又は全損が、お客様の故意又は過失により生じたものでないこと。

④対象製品の部分損又は全損が、シャフト錆び、カビ、変色、塗装剥がれ、傷あるいは凹み等でないこと。

(3) サービス利用期間

本サービスの利用期間は、本サービス契約の成立時から加入月の1年後の同月末日までとします。また、お客様が本サービス契約を自ら解約申請した場合、解約の効力発生日までに限り本サービスを利用可能とします。なお、利用期間経過後に本サービス契約は終了します。

(4) 修理又は交換方法

対象製品の修理又は交換をする場合は、原則として、当該対象製品と同一部品(クラブヘッド、シャフト及びグリップ等)を用いて行うものとします。ただし、同一部品が、在庫不足や限定モデルである等の理由で交付又は調達できない場合、別途当社が相当と判断する部品を使用するものとします。

(5) サービス利用料

本サービスの利用料は、利用申込書等において別段の定めの無い限り、1,000円(税込)とします。本サービスの利用を希望するお客様は、本サービス申込み時点においてこれを支払うものとします。なお、本サービス利用料はいかなる場合であっても返還されないものとします。

(6) 本サービスのご利用回数

本サービスの利用申込日を基準として、1年間に1回までとなります。利用期間内に一度でも本サービスに基づく修理又は交換をご利用されている場合、以降はご利用いただくことはできません。

第5条(本サービスの依頼方法)

- 1.本サービス利用期間中に対象製品に第4条第2項(2)に定める適用事由が発生した場合、当該適用事由の発生日を含めて14日以内に、対象製品をご購入されたWEBサイト又は店舗にご連絡ください。その際、適用事由の有無を確認するために対象製品の状況をご説明いただく必要があります。また、対象製品の集荷等について当社の案内に従つていただく必要があります。

- 2.本サービスの適用を受けるためには、以下のものを当社にご提出いただく必要があります。

- (1)本サービス契約の目的物たる対象製品
- (2)本サービスに申込みしていることがわかるもの(当社が発行するサポートカード等)
- (3)その他当社が指定する情報、証書等

第6条(サービス利用依頼の取消し)

お客様は、本サービスに基づく依頼(修理又は交換依頼)を取り消すことはできません。また、当社は、当該依頼を受け付けた後であっても、本利用規約の定めに従いサービス提供不能と判断した場合、サービス提供を拒むことができるものとします。

第7条(修理した対象製品、交換機の保証)

修理した対象製品について、お客様が受領した時点で破損やその他不具合を発見された場合又は引き渡し日から14日以内に不具合が発生した場合で、当該不具合等が当社の責によるものであるときには、当社は、当社の判断の上、再度修理又は交換するものとします。なお、この場合の当該修理又は交換は、本サービスの利用回数にはカウントされません。

第8条(本サービス契約上の当社の責任の範囲)

次の各号に該当するものは、本サービス契約における当社の責任の範囲外であり、本サービスでは保証されません。

- (1)適用対象となる部分損又は全損であるかどうかを問わず、対象製品の部分損又は全損自体ではなく、対象製品の故障に起因する逸失利益、派生的損害、付随的損害又は間接的損害(本サービスの提供の遅滞により生じたもの及び対象製品が修理中である又は部品の待機中である期間中に対象製品を利用できなかったために生じた損失を含みますが、これらに限りません。)
- (2)対象製品、レシート等の対象製品の購入を証明する書類が改ざん又は変更された場合
- (3)適用対象事由発生日を含めて14日以内にご報告いただかなかった場合
- (4)当社の了解なく修理、加工、改造(シリアル・ナンバーの除去及び改変を含みます。)等がなされている対象製品の故障や不具合
- (5)対象製品について製品にかかる取扱説明書等に記載された注意書等がある場合に、当該取扱説明書等に記載された注意書等に従わないとにより生じた対象製品の故障や不具合(対象製品の滅失を含みます。以下本条において同じ。)
- (6)お客様の故意又は過失により生じた対象製品の故障や不具合
- (7)盗難、詐欺、横領、紛失・置忘れによる損害
- (8)火災、落雷、破裂、発又は外部からの物体の落下・飛来・衝突若しくは倒壊等の偶然かつ外来の事由により生じた対象製品の故障や不具合
- (9)天災又は不可抗力(地震、噴火及び津波を含みますが、これらに限りません。)により生じた対象製品の故障や不具合
- (10)他の保証制度(保険を含みます。)により求償可能な対象製品の故障や不具合
- (11)当社以外の他の製造者が行った修理行為(メーカー保証内外を問いません。)に係る対象製品の故障や不具合
- (12)傷・剥離・凹みなど使用上支障のない外観の傷及びその他これらに類似するもの
- (13)サビ、カビ、むれ、腐敗、劣化、変質、変色、その他これらに類似の事由に起因する対象製品の故障や不具合
- (14)商業目的(業務用の長時間使用、レンタル使用又は転売目的等)で使用される対象製品に生じた故障や不具合
- (15)戦争、侵略もしくは外敵の行為、暴動、ストライキ、対立、内戦、反乱、労働争議、ロックアウト又は内乱に起因する対象製品の故障や不具合
- (16)国又は地方公共団体による公権力の行使(差押え及び押収を含みますが、これらに限りません。)に起因する対象製品の故障や不具合

第9条(対象製品の所有権)

当社において対象製品を修理した場合における故障部品、及び対象製品を交換した場合における当該対象製品の所有権は、故障の場合は修理後の対象製品を引き渡した時点で、交換の場合には交換品を引き渡した時点で、すべて当社に移転し帰属することとします。

第10条(お客様による本サービス契約の解約)

- 1.お客様は、本サービス契約の申し込み後に中途解約を希望されるときは、当社指定のWEBサイトもしくは購入時店舗へご連絡のうえ解約手続きを行ってください。
- 2.前項の場合、本サービス契約は、お客様による解約申請がなされた日の属する月の末日に解約されます。

第11条(当社による本サービス契約の解除)

当社は、本サービス契約の成立後であっても、お客様が第2条2項に該当するまたは該当するおそれがあると判断した場合、お客様に催告することなく直ちに、本サービス契約を解除することができます。この場合、すでに支払済みのサービス利用料の返還は行われないものとします。また、当社による契約解除時点において、お客様が依頼済みの製品がある場合は、当社とお客様との間で協議のうえ、その取扱いを定めるものとします。

第12条(禁止事項)

お客様は、本サービスのご利用にあたり、次の各号の行為を行わないものとします。

- (1)当社又は第三者の知的財産権、所有権、その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (2)第三者のプライバシーを侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3)当社又は第三者を誹謗中傷し、その名誉若しくは信用を毀損する行為又はそのおそれのある行為
- (4)当社の営業活動を妨害する行為又はそのおそれのある行為
- (5)上記各号の他、法令、本利用規約又は公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為

第13条(お客様情報の取扱い)

当社は、お客様から個人情報を預かりする場合、当社の個人情報保護ポリシー(URL:<http://company.golfdigest.co.jp/kiyaku/id=20>)に基づき適切に取り扱うものとし、以下の各号の場合を除き、第三者に開示又は提供しないものとします。

第14条(委託)

当社は、本サービスを当社自身にて提供いたしますが、必要がある場合、当社独自の判断により、本サービスに関する業務の全部又は一部を業務委託先に委託することができるものとし、また業務委託先がこれを再委託先に再委託することを同意することができるものとします。

第15条(変更)

当社は、本利用規約の内容を必要に応じて変更できるものとします。当社が本利用規約の内容を変更する場合、当社は、お客様に、変更後の本利用規約の内容及び当該変更の効力の発生時期を当社指定のWEBサイト又は当社の管理運営する店舗へ掲載するなど適切な方法により告知いたします。

第16条(協議)

本利用規約に定めのない事項又は本利用規約の解釈に生じた疑義について、お客様及び当社は、誠実に協議して解決を図るものとします。

第17条(準拠法)

本サービス契約の成立、効力、履行及び解釈については日本法に準拠するものとします。本サービスにおけるご質問、お問い合わせは、当社が定める連絡先を窓口とします。